

川崎市ふれあい館高齢者生活相談事業実施要綱

(目的)

第1条 外国人高齢者やその家族が、保健・医療・福祉等のサービスを的確に受け取ることができるよう相談に応ずる高齢者生活相談窓口を設置し、保健・医療・福祉等の一体的サービスの円滑な提供を可能とするとともに、市民の外国人高齢者問題に対する理解を高め、もって外国人高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 高齢者生活相談窓口は、「川崎市ふれあい館」内に設置する。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、事業を社会福祉法人青丘社に委託することができる。

(事業内容)

第4条 ふれあい館高齢者相談窓口は、おおむね次の事業を行う。

- (1) 在日韓国人・朝鮮人等外国人高齢者が、保健・医療・福祉の各種サービスを円滑に受けるための相談業務
- (2) 在日韓国人・朝鮮人等外国人高齢者及びその家族に対する各種援護サービスの相談業務
- (3) 保健所、福祉事務所、地域包括支援センター等の関係機関との連絡調整業務
- (4) その他本事業の目的を達成する上で必要な業務

(報告)

第5条 第3条ただし書の規定により委託を受けた者は、各年度の事業終了後、事業実施状況について、市長に報告するものとする。

(委任)

第6条 この要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。